



みくには
ハートに愛

みく に 便 り

残暑（最高気温更新し暑中のような日々ですが）お見舞い申し上げます。
熱中症の労災報告も届いております。充分な対策をお願い致します。
弊社 お盆中は休暇中の職員もおりますが通常通り営業しております。

2025年8月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コ
ラム（バックナンバー）
や各種セミナーのご案内
を随時発信しています。



マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書が送付されます

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用できなくなります。今後は健康保険証として登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して医療機関を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には、黄色の資格確認書が必要です。そのため、協会けんぽでは令和7年7月下旬より順次、対象者の資格確認書を従業員のご自宅へ送付します。（群馬支部は10月24日頃送付予定）

◆対象者

現在、水色の健康保険証をお持ちの方であって、令和7年4月30日時点マイナ保険証をお持ちでない方。

※対象者がいらっしゃる事業所様には送付対象者が掲載された「対象者一覧表」が7月～8月に送付されます。

※一覧表は令和7年4月30日時点の情報です。すでに資格喪失されている方も掲載されている場合があります。

※一覧表に掲載されていない方は、原則としてマイナ保険証を利用登録されている方ですので、医療機関等を受診される際には、マイナ保険証をご利用いただくようご案内をお願いいたします。

年金法改正による「在職老齢年金制度の見直し」と「厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ」について

6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」（「年金制度改革法」）が成立しました。基礎年金の給付水準の底上げや遺族年金の見直しなど、改正項目が多く影響も大きいことから、

関心の高さがうかがわれます。

ここでは、企業に影響のある改正（被用者保険の適用拡大等、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ）のうち、以下2点について取り上げます。

◆在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額が62万円に引き上げられます。施行日は2026年4月1日の予定です。

そもそも、在職老齢年金制度とは、現役レベルの収入がある者には、年金制度の支え手に回ってもらう観点から、賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超える場合に、老齢厚生年金の支給を減らす仕組みです。高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとすることを目的としています。

年金支給停止額（月額換算額）＝（総報酬月額相当額＋基本月額－基準額）×2分の1

この支給停止基準額は、平成17年度（48万円）の制度開始から徐々に引き上げられてきており、今回の改正で、51万円（2025年度）から62万円（2026年度）になります。

◆厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

厚生年金保険等の標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額が標準報酬月額65万（32等級）から75万円に段階的に引き上げられます。また、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールが導入されます。

実施時期は、68万円（令和9年9月～）、71万円（令和10年9月～）、75万円（令和11年9月～）と3段階にわけて順次引き上げられます。